

徳島県規則第十五号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第十七条の二を次のように改める。

（歳入の納付に使用できる小切手等の支払地）

第十七条の二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）  
第百五十六条第一項第一号の知事が定める区域は、電子交換所（手形法第八十三条及び  
小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令（令和四年法務省令第三十  
九号）に規定する電子交換所をいう。）の交換取扱地域とする。

第二十一条の五中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」とい  
う。）」を「政令」に改める。

第四十四条第六項中「給与経費」を「次の各号に掲げる経費」に改め、同項に次の各号  
を加える。

一 給与経費

二 第二十七条の七第一項の規定により預金口座を設けている資金前渡担任者が口座振  
替の方法により支払をした経費

別表第二中「徳島県立城ノ内高等学校」を削る。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県立城北高等学校 徳島県立城ノ内高等学校」  
を「徳島県立城北高等学校」に改める。

様式第十四号の二中「」及び「~~〆~~」を削る。

様式第十四号の三から様式第十四号の五までの規定中「」を削る。

様式第三十五号その一中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、同その一の注意事項  
7中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、同様式その二中「~~〆~~」を「~~〆~~」  
に、「~~〆~~」を「~~〆~~」に改める。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す  
る。

一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 別表第二の改正規定及び別表第三その一の表会計課の項の改正規定 令和五年四月  
一日

三 第四十四条第六項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定 令和五年六月一日  
2 改正後の徳島県会計規則の様式に相当する改正前の徳島県会計規則に定める様式によ  
る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。